

議案第33号

加西市災害等による小学校等の臨時休業に伴う給付金に関する条例の制定について

加西市災害等による小学校等の臨時休業に伴う給付金に関する条例を、別紙のとおり制定する。

令和2年3月5日提出

加西市長 西村 和平

加西市災害等による小学校等の臨時休業に伴う給付金に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、災害等に伴う小学校等の臨時休業により保護者の所得が減少し、生活が困窮する子育て世帯を支援するため、給付金を支給することで、加西市内の子供の健全な成長に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害等 日本国内において、火事、暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、爆発その他これらに類するものとして市長が認める原因により生ずる被害又は感染症被害若しくは感染症予防のための措置をいう。
- (2) 小学校等 小学校、特別支援学校、学童保育園、幼稚園、保育所及び認定こども園をいう。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給を受けることができる者は、災害等に伴う小学校等の臨時休業により、子の世話をを行うための休職に伴い所得の減少が見込まれる加西市内の世帯であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 非課税世帯であって申請日前3月の平均収入額が規則で定める基準額以下の世帯
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護費を受給していない世帯
- (3) 他の休職に関する公的援助を受け取ることができない世帯

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、賃金相当額とする。ただし、1世帯あたりの上限額は、1日につき8,330円及び1回の臨時休業期間につき10万円とする。

(返還)

第5条 給付金受領後、次の各号に掲げる者は速やかに給付金を返還しなければならない。

- (1) 第3条第3号の支給要件を満たさなくなった者
- (2) 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年3月3日以降の小学校等の臨時休業に伴う休職から適用する。

(審議資料)

災害等に伴う小学校等の臨時休業により、子供の世話をするために休職することで生活が困窮する子育て世帯を支援するため、給付金を支給することについて、必要な事項を定めるもの。 (後掲の政策等の形成過程説明資料参照)

【概要】

- ・ 給付金額：賃金相当額（上限：8,330円/日、1回の臨時休業期間につき10万円）

政策等の形成過程説明資料

令和2年3月定例会

議案等の件名	議案第33号	政策等の区分	計画・事業・ 条例
	加西市災害等による小学校等の臨時休業に伴う給付金に関する条例の制定について		その他()

①【政策等を必要とする理由】

災害等による小学校等の臨時休業により、子供の養育のため、保護者がその就業について、一時休業もしくは時短勤務とせざるを得ないと考えます。その結果、収入が減少し、生活に困窮する世帯に対して、一時的に給付金を支給し、子育て世帯の支援を行うことを目的とするもの。

②【検討した他の政策等の内容】

加西市社会福祉協議会の加西市福祉資金

③【他の自治体の類似する政策との比較】

④【総合計画における位置づけ】

基本方向	政策3	誰もがみんな元気で安心して暮らせる加西
基本計画	施策21	安心できる子育て支援

○その他の計画(該当する場合にのみ記載)

計画名称	
策定年度	
計画期間	

⑤【関連する法令及び条例、規則】

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】

(単位:千円)

総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源
3,000				3,000

(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

・給付金上限10万円×30世帯＝300万円

⑧【市民参加の状況】

有 ・ **無**

(パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

⑨【政策の効果予測】

加西市は住みよい町、子育てにやさしい町を目指しているところです。生活困窮に陥る子育て世帯に対して一時金を支給することで、子育て世帯の生活を安定させることができ、また、市が速やかに支援策を講じることによって、子育て支援に強力に取り組んでいる市の姿勢を示すことができると考えます。

担当部局	担当課	添付資料の有無
健康福祉部	地域福祉課	有 ・ 無